

# 診療所(医科・歯科)～法人開設の手続きの流れ～

## 医療法人の場合

京都府の場合は、  
京都府医療課(TEL:075-414-4748)

- ・既存の医療法人:定款変更申請
- ・新規で医療法人設立:設立認可申請



定款変更認可証 or 設立認可証取得

- 法務局にて  
(新規設立の場合:設立登記申請)



医療法人設立登記

(登記後でないとう申請できません。)

## 一般社団法人の場合

医療機関の運営に当たっては、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものではないことを十分確認する必要があります。

詳細は、『医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について』(平成24年3月30日付け医政指発0330第4号)をご確認ください。

## ①事前相談

書類の事前チェック

- ・施設名称の相談  
医療機関の名称も広告と扱われるため、医療広告ガイドラインや関係法令に沿ったものにしてください。
- ・施工前にご予約の上で診察室、待合室等、各部屋の名称及び面積を記入した図面を持参し、窓口もしくはメールでご相談ください。設備要件に適合するか確認致します。

～注意事項～

- ・診察室と待合室を明確に区画してください。また、処置室等の各ベッドについても必要に応じカーテンなどで区画できるようにしてください。
- ・複合ビル等で2フロア以上を利用する場合、衛生面、保安面等で医療の安全が十分に確保できるか確認しますので、事前にご相談ください。ただし、患者が使用することのない施設(事務室・保管庫等)については、この限りではありません。
- ・診療所内に給排水設備を設けることを感染対策の観点からおすすめします。
- ・診療科目については、医療法、医療法施行令、医療法施行規則を確認してください。

※保険医療機関の申請をする場合は、近畿厚生局京都事務所  
(TEL:075-256-8681)にも相談してください。

## ②開設許可申請

標準処理期間は、15開庁日です。



## ③開設許可書交付



## ④開設



開設後10日以内  
(開設前には受理できません)

## ⑤開設届提出



## ⑥立入検査

- ・開設許可申請書、添付書類それぞれ2部ずつ(保健所提出用、副本用)ご提出ください。
- ・許可申請手数料は 21,600 円です。納付書を発行いたしますので、庁舎近隣の金融機関でお支払いいただきます

入院設備を設ける場合(有床診療所)は、開設許可の他、病床設置許可等を受けた後でなければ病床を使用できません(「診療所に病床を設置又は病床数等を変更するとき」を参照のこと)。

- ・開設届、添付書類それぞれ2部ずつ(保健所提出用、副本用)ご提出ください。(許可書に記載されている許可番号及び許可年月日を記入して下さい。)
- ・診療用エックス線装置を設置する場合は、備付届を2部ずつ(保健所提出用、副本用)ご提出ください。
- ・開設届・備付届の副本返却(厚生局等への手続きには副本が必要になります)

開設届受理後、おおよそ3～6カ月の間に立入検査を行います。日程調整のご協力をお願いします。